

公共関与による名護市安和区内  
産業廃棄物管理型最終処分場  
に係る基本合意書

沖 縄 県  
名 護 市 安 和 区  
名 護 市  
沖 縄 県 環 境 整 備 セ ン タ ー 株 式 会 社

# 公共関与による名護市安和区内産業廃棄物管理型 最終処分場に係る基本合意書

沖縄県、名護市安和区（以下「安和区」という。）、名護市及び沖縄県環境整備センター株式会社（以下「整備センター」という。）の四者（以下「四者」という。）は、公共関与による名護市安和区内産業廃棄物管理型最終処分場（以下「当該処分場」という。）の整備・運営に関し、次のとおり合意する。

## （場所の同意）

第1条 安和区及び名護市は、沖縄県が計画し、整備センターが整備・運営する当該処分場を、名護市字安和神崎原2045番1、同2046番、同2047番、同2048番及びその隣接地に整備し、営業することに同意する。

## （協議会の設置）

第2条 四者は当該処分場に関わる事項について、協議・検討するための公式の場として公共関与による名護市安和区内産業廃棄物管理型最終処分場地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。なお、協議会の具体的な内容は別に定める。

## （要望事項）

第3条 沖縄県及び整備センターは、安和区及び名護市からの要望事項について、協議会での協議・調整を通して、誠意をもって対応する。なお、要望事項とは当該処分場に直接関わる事項に加えて、周辺環境整備等の地域振興事業を含む。

## （重要事項に係る確認書の作成）

第4条 当該処分場を環境に配慮した安全・安心な施設として整備・運営するため、基本計画、基本設計、実施設計及び管理運営等の重要な事項について、協議会において、協議の上、その都度確認書を作成し、四者が各1通保管する。

## （基本協定書等の締結）

第5条 当該処分場の整備・運営に関する具体的な取決め事項について、四者は協議会において協議・検討し、その結果に基づいて基本協定書及び環境保全協定書等を締結し、各1通を保管する。なお、当該取決め事項とは、対象廃棄物の品目、搬送経路、営業時間、環境測定、情報開示、事故時の緊急対応等とする。

(雇用の促進等)

第6条 整備センターは、当該処分場の整備・運営に当たって、地元事業者への発注や地元人材の雇用等を基本とし、最大限に安和区及び名護市の雇用促進に努める。

(情報公開)

第7条 当該処分場の整備・運営に係る事項は、基本的に整備センターが責任をもって情報公開する。なお、公開する情報の項目や内容は協議会において検討し、決定する。

(その他)

第8条 本合意書に規定のない事項についての検討の必要性、または規定のある事項に問題が生じた場合は、協議会において検討の上、その議決に従って処置する。

以上の通り、基本合意が成立した証として、本書を四通作成し、四者がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成25年9月19日

沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号

沖縄県知事 仲井眞 弘多



沖縄県名護市字安和114番地3

名護市安和区長 幸地 隆作



沖縄県名護市港一丁目1番1号

名護市長 稲嶺 進



沖縄県名護市宇茂佐の森四丁目1番地2

沖縄県環境整備センター株式会社

代表取締役社長 高良 倉吉



